

札幌市南区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項に規定する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る、令和3年1月1日から12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧の状況は、次のとおりである。

令和4年1月14日

札幌市南区選挙管理委員会委員長 高山澤雄

閲覧の年月日	申出者の氏名又は名称 <small>（法人の場合にあっては、名称及び代表者等の氏名並びに主たる事務所の所在地）</small>	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年8月26日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	調査研究	澄川5条3丁目より18歳以上29歳以下の男女 17人
令和3年9月13日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	調査研究	第12. 19. 25投票区から36人
令和3年10月8日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	調査研究	南30条西8丁目、南31条西8～10丁目、南32条西8丁目、真駒内上町4～5丁目、南沢1条3丁目より20歳から69歳の男女 18人

札幌市南区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定において準用する同法第28条の4第7項に規定する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る、令和3年1月1日から12月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況は、次のとおりである。

令和4年1月14日

札幌市南区選挙管理委員会委員長 高山澤雄

当該期間における閲覧はなし。